

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都西東京市北町5丁目9-4

氏名 株式会社五美清掃

代表取締役 小早川 輝明

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

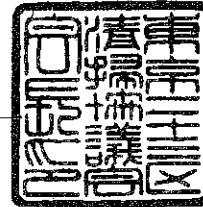
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年11月27日

中野区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- | | |
|----------------|---|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、廃家電 |
| 2 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 運搬先 | 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所 |
| 4 作業場所 | 中野区の区域内 |
| 5 許可期間 | 令和6年12月1日 から
令和8年11月30日 まで |
| 6 許可の条件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
特定家庭用機器廃棄物の運搬先である、「特別区内の指定引取場所」については、「運搬」の許可を有する区に所在する指定引取場所に限る。 |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。